

## 企業PR動画作成及び情報発信力強化セミナー開催等事業仕様書

### 1 本業務の目的

本業務は、新型コロナウイルス感染症により、対面式での企業説明会の開催が困難な状況となっていることから、求人票やパンフレット等の紙媒体とともに、仕事の内容や社員がいきいきと働く姿を動画で紹介することで、若者に企業の魅力を知ってもらい、職業理解を深める機会を創出するとともに、県内企業のPR力・情報発信力の強化を支援するものである。

### 2 委託業務の範囲

1の目的を達成するため、次の業務を行うこととする。

#### (1) 動画の作成

県が選定した企業（100社程度）に対し、取材を行ったうえで、企業の業務内容や魅力が分かりやすく伝わるような動画を作成する。

#### (2) 県の就職情報提供サイト「CHOICE!」への動画掲載

#### (3) 発信力強化セミナーの開催および企業に対する個別支援の実施

##### ア 対象者

県内企業の人事担当者等

##### イ 実施回数、時期、場所

提案事項とする。県内3地区以上で開催すること。個別支援については、より多くの企業へ支援できるよう工夫すること。

##### ウ 内容

県内企業のPR力や発信力の向上に資する内容とする。

##### エ アンケートの実施

事業終了後に参加者に対して、満足度や改善点等についてのアンケートを行うこと。

### 3 規格等

動画は、1社当たり3分程度とし、ファイル形式は、YouTubeでの再生及び国内市販のDVDプレーヤーで再生可能なデータ形式とすること。

なお、完成までに県による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。

### 4 納品

#### (1) 納品物

全企業の動画データを保存したデータメディア（DVD-R等）を提出すること。  
また、DVDディスクを原盤1セット、複製ディスクを150セット作成すること。  
なお、盤面は、映像の内容が分かるデザインとし、名称等を表示すること。

#### (2) 納入期限・場所

令和3年3月26日までに宮崎県雇用労働政策課に納入すること。

### 5 契約に関する条件等

#### (1) 著作権等の取扱

動画作成に関して、使用する映像及び音声に係る著作権、肖像権などの権利関係の

処理、調整については、受託者が行う。

また、本業務により作成された資料等に係る著作権は、業務委託契約書第9条第2項の規定による合格の旨の通知があったときをもって受託者から県に移転するものとする。

(2) 無料サービスの原則

本業務により提供するサービスについては、利用者の金銭負担を生じさせないことを原則とする。

6 協議

この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、県と協議の上、定めるものとする。

7 その他

(1) 委託業務の実施に当たっては、業務従事者はもとより、県民やサービス利用者等の第三者から事業執行や予算の執行又は業務従事者の勤務態度に関して批判を受けることのないよう十分配慮するとともに、万一批判やトラブルが発生したときは、速やかに問題の解決に当たること。

(2) 県及び別途実施する企業PR動画作成事業受託業者と連絡調整を行うこと。